

議案第47号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年12月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の2の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の3の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の3の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の4の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の3の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の4の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第2条 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の2の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の2の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の3の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、この規則の公布の日又は住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案説明

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第44号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則(案)の概要

1 改正の理由

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和7年愛媛県条例第44号)が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正の内容

愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)別表第1及び別表第2の項ずれへの対応

- (1) 別表第1の2の項及び別表第2の2の項の削除に伴うもの(第1条)
- (2) 別表第1の1の項の削除に伴うもの(第2条)

3 施行期日

- (1) 第1条関係: 公布日
- (2) 第2条関係: 公布日又は条例の施行日(知事が規則で定める日)のいずれか遅

い日